

記入例 退職①

●退職（退職・休職・死亡）して普通徴収へ切替えの場合

受付印 給与支払報告書 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

七尾市長あて 令和 年 月 日提出		所在地 七尾市〇〇町△△番地	特別徴収義務者 指定番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9	個人番号又は 法人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	連 絡 先	係 氏名 電話	給与係 税務花子 0767 (53) 8412					
宛名番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1	個人番号 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3	フリガナ ナナオ イチロウ	氏名 七尾 一郎	住所 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	新住所 同上	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 6月分 3,800 7月分以降 3,500	(イ) 徴収済額 6 月から 9 月まで 円 14,300	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 28,000	異動年月日 3・9・28	異動の 事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 死亡 ⑤ 就職 ⑥ その他	異動後の 徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (事業所で残額を まとめて徴収) ③ 普通徴収 (個人納付へ切替) 4. 月分から 特別徴収	退職時までの 給与支払額 円 控除社会 保険料 円

退職後住所が変わる予定の人は記入してください。

赤枠内を記入してください。

2 1 新勤務先で引き続き特別徴収する場合は、新勤務先の名称及び所在地、連絡先等を記入してください。
※印の欄は七尾市で記載するため、届出者において記載する必要がありません。

◎ 給与所得者が新しい勤務先(特別徴収義務者)において「特別徴収の継続」を希望される場合

右記新特別徴収義務者へは	新特別徴収義務者 (新勤務先)	所在地	特別徴収義務者 指定番号
月割額 <input type="text"/> 円を <input type="text"/> 月分		フリガナ 氏名 (名称)	連 絡 先 担 当 者
から徴収するよう連絡済です。		個人番号又は 法人番号	電 話 ()

◎ 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合

異動日が12月31日までの場合	異動者印	徴収予定	
一括徴収の申出日		徴収予定月日	一括徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
令和 年 月 日		月 日	円
		一括徴収した税額は <input type="text"/> 月分 で納入します。 (月 日 納期限分)	

退職の日が1月1日から4月30日までの方については、一括徴収することが義務付けられています。

※七尾市 記入欄	退 職	転 勤	休 職	死 亡	就 職	一 括	そ の 他
		決 定		開 始		処 理	
	年度						
年度							